

# 生活再建の資金返済ずしり

## 所得制限付き制度滞納57億円

東日本大震災 年  
3・11の現在地

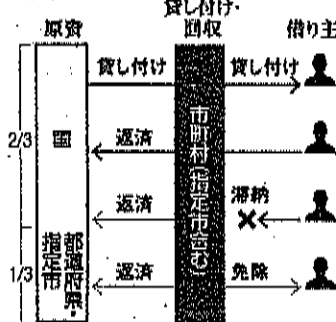
東日本大震災の被災者の生活を立て直すために市町村が貸し付ける「災害復旧資金」が今春から返済の期限を迎えた。ただ、震災から13年経っても生活に余裕のない被災者は多く、返済期間に

なつたのに滞納している額は9都県で57億円を超えている。▼3面II給付制度求める声、24面II子どもたちの13年 家族4人で暮らす仙台市内のアパートの壁にある隙間。ティッシュで塞いでも、冷え込む。「今を生きるのに精いっぱいですよ」。大型トラック運転手の40代男性は言う。

2011年の震災で自宅に大きな被害はなかったものの、日雇いのアルバイトが激減し、貯金が底をついた。地震で家具が壊れ、通勤で使う車の故障も重かった。頼ったのが災害復旧資金だ。返済期間は13年だが、初めの6年は支払いが猶予される。男性は12年2月に150万円を借

りた。市から督促状が届いたのは18年。半年で約11万円の返済を求める内容だったが、重くのしかかった。男性の月収は18万円、妻のパート代が月6万、8万円。家賃5万円に小学生と中学生の子どもの2人の教育費、震災後に発症したりウマチとヘルニアの治療費を払う

東日本大震災の災害復旧資金の仕組み



- 対象者**  
震災で負傷、もしくは自宅や家財が被災
- 所得制限**  
1人世帯220万円  
2人世帯430万円…
- 貸し付け限度額** 350万円
- 利率** 無利子(保証人なしは1.5%)
- 返済期間**  
13年(当初6年間は返済猶予)  
分割返済に伴う延長も可
- 返済不要となる免除の要件**  
借り主の死亡や自己破産  
期限を過ぎても10年間返済できない

と、1万円も残らない。男性は同年5月、仙台弁護士会に相談し、ギリギリ支払える額として月5千円に減らした。今も利子を含め約120万円の支払いが残っている。当初は25年が返済期限だったが、あと20年はと先

になる。「物価は上がるのに、給料は上がる気配がない。老後を考える余裕もない」。災害復旧資金は、被災者がすぐ手にできる当座のお金だ。国や都道府県などが資金を用意し、市町村が貸し付けや回収を

行う。内閣府によると、震災では宮城、福島、岩手を中心に9都県で約2万9700件、計約525億8千万円を貸し付けた。1人世帯だと年220万円未満といった所得制限があり、低所得者が借りるケースが多い。返済で

きずに滞納しているのは一昨年9月時点で9700件(返済期間を迎えたうちの約36%)、約57億8千万円に達している。貸付件数の半分を占めるのが仙台市だ。早い人だと今年6月に期限を迎える。貸付総額は約233億円。市は17年に災害復旧資金課を設置して回収に当たるが、滞納は昨年9月時点で3割の約4700件、約26億7500万円以上だ。

市町村は返済期限の延長を国に求めているものの、国はまだ方針を明らかにしていない。  
(平川仁、本山秀樹)

# 困窮 返せない人に貸すジレンマ

## 災害援護資金 給付型望む声

被災者が生活を立て直すために市町村から借りる災害援護資金を巡っては、過去の大地震でも返済できないケースが相次いでいる。思うように生

活を軌道に乗せられない被災者の負担が続くことから、制度の見直しを求める声は根強い。

### ▼1面参照

「夫が死んで自分の年金しかない。どうすればいいのかわからない」。宮城県石巻市役所の生活再建支援室には、災害援護資金に関する問い合わせが毎日10件以上ある。

## 東日本大震災

3・11の現在地

東日本大震災の災害援護資金の返済状況

貸付件数	総額(円)	滞納件数	滞納額(円)	滞納率	
岩手県	1170	30億3210万	263	2億3444万	26.4%
宮城県 (仙台市を除く)	8870	175億7567万	3164	20億4323万	39.3%
仙台市	1万5137	233億5771万	5122	26億4446万	35.9%
福島県	3168	58億7774万	916	5億9120万	30.2%
合計	2万9723	525億2999万	9745	57億5921万	35.2%

合計は青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野の9都県と仙台、千葉の2市。2022年9月30日時点。内閣府まとめ※滞納率は、支払いが始まった件数のうち滞納件数の割合

市は震災後、約3千件約64億2千万円を貸し付けた。返済意思があらば、月々の支払額を減らすなどの案内をする。ただ、40代の男性職員は「あと20年かけても、すべては回収できないだろう」と平びあきため顔だ。昨年9月時点で返済見込みは6割の約18000件。一方、滞納は約13000件で計約10億円だ。なかには還暦を過ぎて仕事のない高齢者もいるとみられる。借り主の平均年齢は昨年9月末時点で61

・6歳。65歳以上41%、75歳以上20%以上だ。男性職員は「生活に困っている人ほど返せない。でも、困っているから貸さないわけにはいかない」とジレンマを感じている。

滞納は1995年の阪神・淡路大震災でも問題になった。兵庫県と大阪府での貸し付けは、約5万7千件132.6億円。経済状況

の悪化や借り主の高齢化で返済が滞り、国は10年だった返済期間を計20年近く延長。滞納は21年3月時点で12.3億円。国は阪神大震災の被災者のうち、税引き後の年収150万円未満などの基準を設けて市町村の負担なしに免除可能にした。東日本大震災でも返済期限から10年間支払う見込みがない被災者の分を免除しやすくした。

## 「真の支援になっていない」

災害援護資金を巡っては、弁護士会が繰り返し国に改善を求めている。仙台弁護士会は21年、免除の要件が借り主の死亡や自己破産に限られていることから、生活保護受給者や年金が一定額以下の高齢者などにも拡大するよう求めた。

兵庫県弁護士会は、年金生活者らに返済を求められていることを「被災者の生活基盤を破壊しかねない」と批判。日弁連の災害

復興支援委員会委員を務める津久井進弁護士(54)は「困窮している人に返済を求め続ける今の制度は、真の被災者支援になっていない」と指摘する。被災者の生活再建にはどんな支援が望ましいのか。災害援護資金について、関西大学の山崎栄一教授(災害法制)は、勤め先の被災などで収入がなくなった場合、雇用保険でカバーできない部分を補える役割があると評

価する。

ただ、滞納者が出るのは避けられない仕組みだとも言う。貸し付けの対象となるのは、1人世帯なら年間の所得220万円未満など、もともと返済できる可能性が低い人がいるうえ、高齢化すれば完済はより難しく、被災者への負担も続く。そのため、被災世帯に

はまずは一律10万〜20万円の生活費を給付し、さらに医療費の補助、自宅の再建といったニーズを聞き取った上で追加給付する仕組みを提唱する。一回収の費用や被災者への負担を考えれば、給付制度にして本来に必要な人に支援が届くようにすべきだ」と話す。(平川、本山秀樹)